

第 16 回アジア太平洋環境会議
(エコアジア 2008)

2008 年 9 月 13 日：名古屋市

議長サマリー（仮訳）

1. 第 16 回アジア太平洋環境会議(エコアジア 2008)（以下、「会議」という。）が、2008 年 9 月 13 日に愛知県名古屋市で開催された。本会議は、日本国環境省と名古屋市の主催で開催された。会議には大臣及び上級行政官を含む 11 カ国の代表、16 の国際機関の代表及びその他の多様な主体が参加した。
2. アジア太平洋地域における持続可能な発展という挑戦に取り組みつつ、多様な環境問題において地域協力の重要性を再確認し、地域・国・地方それぞれのレベルにおける政策・手段について情報及び意見を交換することを、この年 1 回の会議は目的としている。エコアジア 2008 では、アジア太平洋地域において重要性が増しつつあることを考慮して、特に、生物多様性の保全と持続可能な利用に焦点を当てた。
3. 斉藤鉄夫 日本国環境大臣は開会挨拶の中で、エコアジア 2008 会合への出席に対し参加者に感謝を表明し、また、会合の共催について松原名古屋市長に謝辞を表明した。斉藤大臣は、未発見のものも含め、おおよそ 3000 万の種に人類は大きく依存していることを指摘した。その一方で、人間は、生物多様性の損失速度を過去数百年に 1000 倍に加速させた責任を負っている。斉藤大臣は、地域内における急速な発展が生物多様性に与えてきた重大な影響を低減させる一方で、世界経済を支える原動力として、持続可能な発展の方法を模索するアジア太平洋地域の責任を強調した。
4. 松原武久 名古屋市長は名古屋市民を代表して、参加者各位を歓迎した。松原市長は、藤前干潟の保全に関連して、廃棄物の減量達成における市民との協働及び青少年の国際交流の重要性を強調した。
5. 本会議の議長として、斉藤鉄夫 日本国環境大臣が満場一致で選出された。会議のアジェンダが採択され、エミル・サリム インドネシア大統領顧問がセッション 1 「生物多様性 - 2010 年及びそれ以降への道程」の、岩槻邦男 人と自然の博物館長がセッション 2 「生物多様性のための具体的な取組」のそれぞれのファシリテーターとして指名された。

6. 開会の辞に続き、セッション1「生物多様性－2010年及びそれ以降への道程」において、セッション・ファシリテーターのエミル・サリム博士より、アーメッド・ジョグラフィ生物多様性条約事務局長、黒田大三郎環境省自然環境局長、ジェフリー・マクニリー国際自然保護連合（IUCN）主席研究員が紹介され、3名によるリード・スピーチが行われた。
7. 齊藤鉄夫 日本国環境大臣によるセッション2の開会の辞に続き、岩槻邦男 人と自然の博物館館長がセッション・ファシリテーターを務めた。A.H. ザクリ 国連大学高等研究所所長、山田雅男 名古屋市副市長、稲垣隆司 愛知県副知事、ヨーゲン・トムセン クリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金事務局長、ダバードルジン・デルゲルソット モンゴル国自然環境省副大臣及びチョイハンド・ヤンチブラムダン モンゴル国自然環境省国際協力局課長、コロワ・ポケヤ パプア・ニューギニア国環境保全省大臣補佐官が、生物多様性のための具体的な取組を説明した。
8. それぞれのセッションで行われたいくつかのリード・スピーチを基に、エコアジア 2008の参加者は、アジア太平洋地域において、以下の課題に関する政策と行動が様々なレベルで促進される重要性に合意した。議長サマリーの目的は、エコアジア 2008 に出席した各国代表間において討議の主旨と見解を共有することである。発表と討議の概要は付属書に添付されている。
9. アジア太平洋地域の生物多様性の課題に関する討議において、強調され、共有された主要な課題は次の通りである。

アジア太平洋地域における生物多様性の状況

- (1) 食料や燃料の需要の増大によって、生物多様性の損失は急速に進んでいる。生物多様性の消失によって引き起こされる経済的損失への懸念が増加している。気温や降雨量パターンの変化は生態系と生物多様性に負の影響を与えるため、気候変動は、生物多様性の更なる損失を加速させている。

2010年生物多様性目標

- (2) 2010年生物多様性目標達成のためには、各国は、時とともに改定する必要がある生物多様性国家戦略の実施によって得られた成果を評価することが必要である。準地域または地域レベルの戦略を開発する必要がある、その実施が促進されるべきである。

生物多様性のための神戸・行動の呼びかけ

- (3) 2008年5月のG8環境大臣会合において採択され、G8北海道・洞爺湖サミットで支持された「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」は、エコアジア2008において再確認された。日本は「神戸・行動の呼びかけ」の実施へ努力することを改めて表明し、エコアジア2008で歓迎された。当地域及び世界における「行動の呼びかけ」の実施促進に向けて更なる努力が必要である。

統合的アプローチ

- (4) 生物多様性は、森林、農地、海洋と沿岸域、乾燥地及び湿地などの多様なタイプのエコシステムを含む統合的な観点から評価されなければならない。多様なエコシステムの相互作用は、例えば、水田、川、森林をつなぐように、統合される必要がある。ラムサール条約第10回締約国会議で審議される予定の「水田に関する決議案」は、統合された方法で、持続可能な農業、生物多様性保全、エコシステムマネジメントを推進するための政策の枠組みの強化に寄与することが期待される。

生物多様性、気候変動及び貧困に取り組むための政策の結合

- (5) 生物多様性の保全と持続可能な利用、気候変動の緩和と適応、及び貧困削減を全体として効果的に進めるための方策及び政策の結合が強化されなければならない。

生物多様性保全の新たなパラダイムへの向上

- (6) 「環境」が不可欠な要素であると考えようような新たなパラダイムへと変換するよう、開発アプローチ全体について再考することが重要である。家族から国まですべてのレベルで開発が持続的であるためには、生物の仕組みからのアイデアが必要である。生物学は、適切な新しい技術や新たな考え方、開発に向けた、さらに包括的なアプローチを導くことができる。

CDMとREDD

- (7) 生物多様性保全と気候変動の結合をさらに強化するため、生物多様性の観点が、国連気候変動枠組条約京都議定書のクリーン開発メカニズム(CDM)に統合される必要がある。さらに、「森林破壊と劣化による排出削減(REDD)」として提案されたメカニズムは、森林保全、生物多様性保全、及び気候変動に関連する行動を、統合された方法で、促進するために実現される必要がある。

多様なステークホルダーの参加

- (8) 生物多様性の保全は、多様なステークホルダーの参加を求めている。NGOや地域政府の生物多様性に関する取組は重要であり、強化する必要がある。民間セクターは、

生物多様性の保全と持続可能な利用、及び技術を共有し調査研究を支持する取組を促進するため積極的な役割を果たすことが求められている。

都市と生物多様性

- (9) 都市の生物多様性にも光を当て、より一層の取組が求められている。生物多様性の保全は、都市計画、自然資源及び廃棄物管理に統合される必要がある。日本においては、名古屋市や愛知県のような地方自治体で模範的な取組が行われており、そのような経験はさらに広く共有されるべきである。

能力開発

- (10) 組織と社会的能力は、持続可能な方法での生物多様性のモニタリング、保全及び利用の取組を実施するために強化されなければならない。

モニタリング・ネットワークの開発

- (11) 科学的観測及び解析に基づいた、効果的な生物多様性政策と取組を促進するため、モニタリング・ネットワークを、国、地域、及び国際的レベルで開発、強化することが必要である。

ポスト 2010 年目標

- (12) 2010 年生物多様性目標に向けた成果と経験から学んだことに基づいた、効果的なポスト 2010 年目標の設定が不可欠である。

アジアモデル

- (13) 地域参加型の生態系管理と、自然と共生した形での生物多様性の保全と持続可能な利用のための有効なメカニズムを開発するためには、アジア太平洋地域の多様で傑出した生態系の恵み、及び特徴的な社会経済状況に適したモデルを開発することが肝要である。例えば、水田と水稲耕作はアジアの明らかな生態系と文化的な要素である。

SATOYAMA イニシアティブ

- (14) 日本政府が促進している「SATOYAMA イニシアティブ」は、自然と調和した暮らしぶりや、伝統的、地域的な智慧に基づく持続的な生活が維持されている農村地域における生物多様性の保全と持続可能な利用を促進するための有効な枠組みを提供する。

市場メカニズム

- (15) 生態系サービスの価値の評価は、国及び地域の開発計画に統合されなければならない。生態系サービスに対する支払、グリーン税制、投資及び、その他の奨励措置若しくは抑制措置は、生物多様性に関する重要な政策に盛り込まれる必要がある。

政治的意志及び普及啓発

- (16) 日本の愛知県名古屋市で2010年10月に開催予定の生物多様性条約第10回締約国会議（CBD/COP10）は重要な象徴的会議である。高級レベルの政策決定者、とりわけ国の首脳、大臣レベルの代表に、生物多様性政策への各々の努力を明確にするため、COP10へ参加するよう呼びかける。国連総会が2010年を国際生物多様性年と定めたことから、歌や漫画などの文化的活動を含め、多彩な普及啓発活動が促進されなければならない。

研究、開発及び普及

- (17) 政策、機構、行動、伝統的知識、及び技術に関する研究を、アジアの政策や組織機構、課題、生態的状况や社会経済的状况に基づいて、特にアジアの研究機関の間で協力して実施しなくてはならない。

地域的・国際的協力

- (18) 生物多様性の政策、手段及び行動を促進するためには、地域的・国際的な協力を推進することが重要である。地域的・国際的協力は、様々な地域機関や国際機関、フォーラムが触媒となって促進されなければならない。生物多様性の保全と持続可能な利用を効果的に実施するために、生物多様性のための資金メカニズムを強化する必要がある。地方、国、地域レベルの個別プログラムや活動を支援するためのアジアの地域的基金の設立といった考えも考慮する必要がある。